

平成24年11月29日

愛知県議会議長 小林 功 殿

名古屋市民オンブズマン

代表 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9

チサンマンション丸の内第2 303号室

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

office@ombudsman.jp <http://www.ombnagoya.gr.jp/>

政務調査費条例改正に対する意見書

第1 事実経過

1 地方自治法100条14項から16項の改正

平成24年8月29日、地方自治法100条14項から16項（地方議会の政務調査費についての根拠規定）が改正され、「政務調査費」が「政務活動費」と改称され、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」と変更された。また、改正政務活動費を充てることができる経費の範囲も条例で定められることとなった。

2 違法な政務調査費の支出

一方これまで、地方議会の会派、議員による政務調査費の乱脈使用は数限りなく報告されてきた。提訴された住民訴訟も全国で70件以上、うち52件で支出の一部が違法と認定されている。

愛知県議会の政務調査費の使途についてみても、調査にしか使えないはずの政務調査費が、議員自らが作成したマニュアルに基づき、調査以外にも流用可能な自動車リース料や事務所費用にも認めていることなど、およそ県民の理解を得られない実態が多数あった。

3 地方自治法改正の問題とオンブズの反対

にもかかわらず、本地方自治法の改正については、「地方議員の活動である限り、その他の活動についても使途を拡大し、具体的に充てることができる経費の内容については条例で定めるという形にした」もの、との説明すらなされている（平成24年8月7日衆議院総務委員会での橋 慶一郎議員の説明）。これを前提とすれば、地方議会は、政務調査費の使途基準を拡大することができるようになる。しかし、このような解釈は県民と裁判所が政務調査費の使途についてチェックし、厳格に使われるよう求めてきた流れに逆行する。のみならず、地方公共団体の財政はどこも大変厳しい状況にある。このことは、愛知県とて例外ではない。かかる財政状況に照らせば、議員についてのみ公金支出の規律をゆるめることは、財政秩序の観点からも県民に対する信義という観点からも許されない。加えて本改正案は、平成24年8月7日に突如衆議院総務委員会に提出され、たった約3時間後に可決され、その後もほとんど議論無く法案成立に至ったもので、改正の必要性が事前に国民に具体的に説明されたり、議論されたことはない。

この改正に対しては平成24年8月18日、全国市民オンブズマン連絡会議が反対の声明をあげている他、各地のオンブズマンも同様の声明をあげている。また、多数の新聞社が社説として取り上げて改正の経緯・内容を批判し今後の各議会の動向を注視している。

4 全国都道府県議会議長会の条例・規程案の問題点

このような中で、全国都道府県議会議長会は平成24年11月9日に「〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例(例)(平成24年11月2日役員会決定)」(以下「条例(案)」という)を各都道府県議会に示すに至った。

しかし、条例(案)は政務活動費の無限定な支出を誘発するおそれがあるといわざるを得

ない。そこで、貴議会に対し、下記の通り、支出に限定を設けることおよび、支出の透明性を実現する条項を定める内容の条例改正をされるよう、求める。

第2 条例改正に対する意見

1 議員、会派の調査活動と密接に関連するものに限定すること

政務調査費の名称が政務活動費に変更されたとはいえ、これは議員の調査権限を定めた地方自治法100条に規定されるものである以上、議員・会派の調査活動と無縁な活動への支出を許すものではない。

したがって、今回、条例（案）の第2条ならびに別表1・2に調査活動からはみ出るおそれがある「広聴、要請陳情、住民相談」が加えられている点は問題である。これらはこれまでの政務調査費条例では用途が認められてこなかった筈のものであり、地方自治法100条が予定する議員・会派の調査研究の範疇に入るものではない。よって条例（案）がこれを定めていることは法の拡大解釈と言わざるを得ない。仮にこれを条例化しようとする場合であっても、議員・会派の調査活動に密接に関連するもののみ、費用を支出する余地が認められるべきであり、これが条文上明白に理解できるよう、支出目的に限定を設けることを求める。

2 透明性を確保する方策を条例に明記すること

改正地方自治法があえて100条16項に透明性を求める条項を入れたのは、改正によって調査活動とは無縁の支出を助長することを警戒し、これを住民の目で監視することで、違法・不当な支出を防止するとともに、会派・議員の説明責任を尽くさせようとした点にある。

したがって、これまでに条例化されてこなかった会計帳簿（規程（例）第6条で調整すると記載があるもの）や、会派・議員の活動実態をより透明化する活動報告書・視察報告書の作成を条例で会派、議員に義務付け、議長に提出することを明記することが法の趣旨に適する。

なお、議会に提出される都道府県議会の政務調査費の領収書の写しは数万枚にも及び、市民が複写を取るだけでも莫大な費用がかかり、透明性に欠けているのが現状である。愛知県議会では、議会事務局で2万枚を超える全領収書をPDF化し、CD-R3枚210円にて開示請求に対応していることは評価に値する。しかし、函館市議会では、全領収書だけでなく、収支報告書・会計帳簿・支出伝票・領収書・出張報告書などすべて、市議会公式webに掲載し、透明化を図っていることを参考にされたい。

3 透明性のある条例改正を行うこと

条例改正にあたって、議員以外から構成される政務活動費検討委員会をつくり、公開の場で「喧々諤々、議論をして」（衆議院総務委員会における、提案者の趣旨説明）透明性のある運用とそれが可能となる規定を網羅した条例案を完成させること、広く県民の理解を求めするため、パブリックコメントを行うことも検討されたい。

以上